

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和2年12月1日(火)

午後 1時54分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(6名)

委員長	阿久津 則 男 君	副委員長	小 坏 孝 君
	河原井 大 介 君		三 村 孝 信 君
	猿 田 正 純 君		加藤木 直 君

欠席委員(1名)

菌 部 一 君

地方自治法105条の規定により出席した者(1名)

議 長 関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	鯉 渕 和 己
財 務 課 長	船 橋 行 子

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶

- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) 令和2年第4回議会定例会の運営について
議運会議次第 参照
 - (2) 令和3年議会運営について
- 5 閉 会

午後 1時54分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、おそろいようです。定時前ではございますが、ただいまから令和2年第4回議会定例会に伴います議会運営委員会を開催させていただきます。

委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、これから議会運営委員長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） 委員各位におかれましては、何かとご多用のところ出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

本日の会議は、来る12月8日に予定されております令和2年第4回議会定例会に提案される予定の案件及び一般質問について確認し、会期日程についてを決定するものであります。慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、挨拶といたします。ご苦労さまでございます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

議長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、関議長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

○議長（関 誠一郎君） どうもご苦労さまでございます。

早いものでもう幾つ寝るとというそういう時期になってまいりました。コロナがだんだんだんだん北へ北へと伸びている、魔の手が伸びているような気がしてなりません。そういう環境も踏まえて今日の議会運営委員会がよりよい運びになることをご期待申し上げまして、挨拶といたします。

本日はご苦労さまです。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

協議事項

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、早速会議に入らせていただきます。

ここからは阿久津委員長の議事進行でお願いしたいと存じます。

委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） それでは、遅くなりましたが、菌部委員が今日欠席になっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

審議に入ります。

（１）番、令和２年第４回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①の議事日程について事務局より説明を求めます。

事務局。

○書記（高丸哲史君） 議事日程につきましてご説明申し上げます。

１ページの資料１、議事日程をご覧ください。

定例会の議案関係は、日程第３からでございます。

議案第76号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第29、議案第102号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでの27件の議案でございます。

なお、議案第88号から第101号まで農業委員の人事案件が同じ議案名で続いてございます。今までは同じ内容の議案で複数人数を議会に諮るときに1つの議案としてまとめて上程されておりましたが、今回からは1人につき1議案といたしました。よって、今回の農業委員につきましては、14名改選ということですので、14議案に分かれてございます。

最後に報告関係でございますが、報告第73号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例と規則の一部を改正する規則から報告第91号 例月出納検査報告（9月、10月、11月）までの19件となっております。

以上、本定例会に提案されましたのは、議案27件、報告19件、合わせて46件でございます。

以上、議事日程についてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） ただいま議会事務局の説明が終わりましたので、ここで議事日程に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） これは農業委員さんの任命なんですけれども、これはたしか前は一括だったんですけれども、こういうふうに一人一人やるのが本当なんですか。

○委員長（阿久津則男君） 事務局、お願いします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） これは、教育委員さんや農業委員さんの議会事務局のQ&Aを読みまして、このように一人一人やるのが基本であるということでございまして、この1人この人はだめだよというのはいないと思いますが、いた場合全件だめになってしまうので、これが基本だということで、Q&Aも総務課にもそれをご提示してございます。日本全国の議事録を見てもこの方法でやっています。

〔「これ立ったり座ったりやるの、全部」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） 上程は一括で88号から101号まで一括して上程として説明も一括なんですけど、質疑、討論、採決はばらばらで足腰の訓練になるのでお願いします。

○委員（加藤木 直君） それではこれは例えばこの指定管理、認定でやはり指定管理がありますけれども、これって指定管理は幾つか入っているの。これは一括、ばらばらじゃないの。どうして。

○財務課長（船橋行子君） 今まで前例に従いまして……。

○委員（加藤木 直君） でも本来はこういうふうに農業委員会みたいにやるのがもともとだね。どうなのこれ。人事案件だけは一人一人ということ。これ幾つあるんですか、中身。

○財務課長（船橋行子君） そうですね、4つに分かれています。

○委員（加藤木 直君） 4つ。4つとするとホロルと……。

○財務課長（船橋行子君） ホロルと桂ふるさと振興センター、ホロルの湯とそれからふれあいの里、それから直売センター、あとは山桜、あと七会町民センター。

○委員（加藤木 直君） どうなんだろう。立ったり座ったりしないから一括のほうがいようなあれかもしれんけれども。

○委員長（阿久津則男君） 財務課長か総務課長どうですか、今の意見に対して。

答弁があるならばはっきり言ってもらったほうがいい。

○財務課長（船橋行子君） こっちとしては一応一括でお願いする方向でさせていただいているものなんですけれども、今回は前例に従いまして、個別ということはちょっと考えていなかったものですから。

○委員長（阿久津則男君） どうですか。

○副委員長（小唄 孝君） 加藤木議員、ちょっと聞きそびれちゃったんですけども。

指定管理だよ。

○財務課長（船橋行子君） はい。

○委員長（阿久津則男君） それも4つ一括で出ているから。

○副委員長（小唄 孝君） 一括でやってある。今までも一括で出ているんでしょうけれども、加藤木委員は一つ一つ出せないのかということでしょう。

○委員（加藤木 直君） この農業委員がこういうふうになっているので、農業委員って

今まで一括じゃないですか。

○副委員長（小唄 孝君） 指定管理は一個一個出さなければまずいんじゃないの。一個一個許可しているんだっぺよ。募集は一括か。

○委員長（阿久津則男君） 募集は一つ一つだよ。募集はそうだよ。一括じゃないよね。

○副委員長（小唄 孝君） それ一個一個出さなければだめだねえの。なんで変わっちゃうの。

○委員長（阿久津則男君） 今までもそうだったんでしょう。

○副委員長（小唄 孝君） 今までって昭和の時代。

○委員長（阿久津則男君） ただ今回農業委員のところで議案が挙がってきたから。

○財務課長（船橋行子君） 2年前は一括で。

○副委員長（小唄 孝君） それおかしいんじゃないの。募集しているときは一個一個で。

○委員（加藤木 直君） たまたまこの農業委員のが本当なんだというから、こういうのもそうなんじゃないかなと。

○副委員長（小唄 孝君） 何でそういう勝手に変えちゃうの、執行部。

○委員（加藤木 直君） 変えてはないと思う。

○委員長（阿久津則男君） 同じなんです。

○副委員長（小唄 孝君） 一個一個募集しているのに何で一個一個議案として。

○委員（加藤木 直君） そのほうがやりやすいからと思うんだよ。

○委員長（阿久津則男君） これは今からでは一つ一つにはできないか。

○副委員長（小唄 孝君） 議案配付できないな。

○委員長（阿久津則男君） もう間に合わない、今回は。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案番号、全部入っちゃっているし。

○副委員長（小唄 孝君） 差し替えしたらいいんじゃない、一応言っておいて。

何で公募が一個一個なのに一括だなんてそういういいかげんな仕事やっているのか。

○委員（加藤木 直君） でもそういうあれするのは運営委員会なんでしょう。本当は。

○副委員長（小唄 孝君） これ担当課はどう思っているの。担当課長、所管どこだっけ。

○財務課長（船橋行子君） 施設の指定管理者のほうは財務課のほうで作成しましたが、この議案書全てにこれをつくり直すと全部にはかかってきてしまうので。

○副委員長（小唄 孝君） だって公募どおりにやらなければおかしいんだねえの。一個一個だから応募できなかったという業者がいるのに、全体で借りられるんだったら応募したなんてという話を聞くのにそういう議決になったとき一括では失礼ではないかな。

○委員長（阿久津則男君） どうですか、執行部のほうでは。もう間に合わない。

○副委員長（小唄 孝君） 間に合うべ。

○総務課長（鯉淵和己君） 間に合いはしないですね。

○副委員長（小坏 孝君） 定例会までに変えればいいんだべ、差し替えすれば。

○総務課長（鯉渕和己君） ほぼ全部差し替えなので。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 今日程の公の指定管理なんですけれども、結局事業形態も会社も3社指定管理をするところが入って、事業別で分けると5つの事業が入るんですね。そうするとこれ議会で議論するというのは何をするかというと、一緒くたで賛否をとればいいという話になるんだろうと思うんですけれども、それだと余りにも雑というか、その事業一つ一つの質問というのがなかなかできないんですね。深掘りもできないし、これは委員会、常任委員会を開いて慣例では余り確認作業がないんですが、いずれにしてもどういうような形態でつながっていくのか、事業はどうなっているのか、あとはその後の指定管理料もそうですけれども、それを一括して公の管理、指定管理する上でどのぐらいのお金がかかってどういうふうな事業形態、どういうやり取りがあったのかというのは、やはり一個一個事情がケース・バイ・ケースで違うと思うので、それはやはり少なくとも5つの事業を分けて指定管理という形で出されたほうが議論しやすいと思いますけれども、議会として。

一つにされちゃう、この一つにする、私ちょっと調べたんですけれども、ほかの自治体にもいろいろあるんですが、ばらばらできちっとやって議論をしていくということが筋というか、それが流れらしいので、そもそもその選考委員会で決めたことと選考委員会の内容を議決することは全く別物ですので、その点についてちょっときちんと5つ事業体に分けて指定管理するというのは分けたほうがいいような気がするんですけれども。

○副委員長（小坏 孝君） 分けなければ議論できないな。

委員長、ちょっと。

○委員長（阿久津則男君） 副委員長。

○副委員長（小坏 孝君） 小林課長、分かっていると思うんだけど、非常に今までの開発公社の温泉のやつ契約どおりにやってなくて契約どおりに請求書を持ってきているんならいいけれども、契約書どおりにやってないんだよな、事業。小林課長も確認されて分かっていると思うんだけど、これは早くすり合わせ、私としてくれないとちょっと、やはり契約どおりと仕様書できちんと計算をして、やはり説明をしないでこのまま次の指定管理を受けるようになったらちょっと私からすればそれで町が認めているというのはいかがなものかなと思うんだけど、早く説明してください。契約書と仕様書に基づいて、所管の。だって契約書どおりに請求がされてきちんと契約書どおりに基づいて金が町が副町長が払っているのならばそういうのもいいと思うんだけど、契約書に全然ないことをやっておいて請求していて普通は契約書にないことをいくとサービスになっちゃうんだよな。だから職員だって給料だって残業だって総務課長、何時間超えたらサービス残業になっちゃうの。そうだったらきちんとそういうあれがないだったらきちんと全部払っ

てやったらいいんじゃないかなと、そういうのできちんといっちゃうと。だから早く説明してくれるように、すり合わせをするように。

○委員長（阿久津則男君） 元に戻しますが、その今ただいま加藤木委員のほうから質問あったその指定管理の件ですけれども、これはあれですが、間に合わないですか、今からでは。これははっきり言ってもらわないと。

○総務課長（鯉淵和己君） 金曜日に配るのなら何とか間に合わせますけれども、今から配るとちょっと間に合わない。

○議長（関 誠一郎君） 金曜日に差し替えする。

○総務課長（鯉淵和己君） 差し替えると全部差し替えちゃうんです。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そう言って配って差し替えたってここの番がずれるだけですよと。

○副委員長（小坏 孝君） ならば番号直しちゃったらいいんじゃないの、議案を。

○委員長（阿久津則男君） 今日午後なのでもう当然無理だろうから。

○副委員長（小坏 孝君） 議案書は明日配ったらいいんじゃない。

○議会事務局長（阿久津雅志君） いや騒がれますからそうもいかないかと。

○副委員長（小坏 孝君） 電話しておいて。

○委員長（阿久津則男君） 確かにほかの議会ちょっとみたらやはり指定管理も4つずつ分かれてやっている市町村もあるということは事実なので、委員のほうから指摘があったわけですから、できればそういうふうにしてもらいたいと思いますが、全協までには間に合う。

○副委員長（小坏 孝君） 全協に間に合わせてこれ全部差し替えれば。

○総務課長（鯉淵和己君） 説明文書また全部議案番号入っていますから。

○副委員長（小坏 孝君） 直したらいいんじゃない。

○総務課長（鯉淵和己君） 直したらというか、そっくりつくり変えるようにします。

○委員長（阿久津則男君） 加藤木委員、それでよろしいですか。

○委員（加藤木 直君） はい。

○委員長（阿久津則男君） 全協までにやってもらおうということで。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） あとこの公に関する指定については、議案内容を見ると裏表1ページしかないんです。どうのような定義なのか、どうのような選考での結果なのか、事業計画も含めたところで提出を求めたいんですが、よろしくお願ひします。81号です。城里町の公の施設の指定管理の事務なんだけれども、指定管理者という81号の議案では、決まったこととか決めるだけなので、これ内容についてももう少し詳細なデータとしては、この中には入ってないんですか。議案書の中には入ってないんですか。全ての関連資料の提出を求めたいと思います。今までの持っている資料で結構ですから、全員協議会の

ときまでには提出をしていただければというふうに思っています。

少なくとも3社の会社、法人と5つの事業に分けられていますので、その計画書及びそのいった内容について今持っている限り全ての資料の提出をお願いしたいと思います。

○委員長（阿久津則男君） 執行部、よろしいでしょうか。

○総務課長（鯉淵和己君） はい。

○委員長（阿久津則男君） ではよろしくをお願いします。

○委員（河原井大介君） 委員長、もう1点日程について。

この今回の日程の中に先日行われた臨時議会の不承認案件の追認議案が載っていません。この間の不承認としてはそもそも論としてですが、議会としては不承認になっています、専決処分が。どういうことかということ、専決処分、私も主張しましたが、専決処分ですらないという法的根拠の中にはないので、議決案件の700万以上ある物品購入の追認案件が12月議会に出るべきだというふうに感じていますので、その点についてまず検討、もしくは金曜日までに議案提出を求めたいというふうに思っています。

買うものについて内容については、議会としては買うことには賛成しますから反対の議論はないと思いますが、法的な根拠において法律の観点からにおいても専決処分ではまずないという前提に立っていますし、不承認になっています。つまり町長が給料を減らすか減らさないという議論はまた別にして、法律的に専決処分ではないということがきちっとしていますので、その点については追認案件は12月の臨時会までに出せれば十分だと思いますから、上程していただければと思います。もちろん賛成すると思いますが、そういう形になるかと思いますが、ただ法律的な解釈としてけじめをつけていただきたいと思いません。

○委員長（阿久津則男君） 追認議案の提出……。

○委員（河原井大介君） 提出です。それを求めたいと思っています。この間は専決処分の承認案件ですが、専決処分の合致条件には4つとも合いません。町長も本会議場で答弁したとおり、9月議会に時期を失したと、失ったということは、その段階で専決処分という法律上のカテゴリー、その中には該当しない、つまり専決処分ですらないという状態の今違法状態になっています。それを追認案件で出していただければきちっと議会、法律上の妥妥の形で追認できちっと法律に適合するという形になりますので、追認しなきゃいけないんです。なぜならば今現在は、専決処分という要件に合わないので、追認をして議会が承認をして効力があると。追認です、法律上は。これは専門家に聞いてあります。

○委員（加藤木 直君） そんなのないような気がするんだよな。あれは専決で終わっちゃっているから。

○委員（河原井大介君） いや、あれは専決処分じゃないということも不承認になったので、議会としての判断はつまり反対討論でも言いましたけれども、専決処分ですらないから議決をすると、追認をするという形でおさまりがつくわけです、法的には。

○委員長（阿久津則男君） 今まではどうだったんでしょうか、不採択になったやつ。

○委員（加藤木 直君） 不採択多分ないでしょう。

○委員（河原井大介君） 基本的には不承認はあり得ないんです。ただ不承認になったところで法的な効力は発揮すると言われてはいますが、今回のケースにおいては9月議会、次の会議という文言の法令上、専決処分が遅れてしまったので、その遅れた段階で専決処分は効力を発揮しません。現在専決処分ですらないんです。だから追認でやればそれが結論です。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 専決処分は専決処分をした時点で専決処分ですよ。

○委員（河原井大介君） そうですよ。

○総務課長（鯉淵和己君） それを承認をいただくかいただかないかで専決処分自体は変わらないんですよ。

○委員（河原井大介君） 違います。専決処分の条件は、4つ条項があって、町長が言ったのは3つの条件、緊急事態の件だと、その緊急事態の文言の次のところの2行目には、議会の次の会議においてその専決をかけなければいけないということになっております。それをしなかったというふうに本会議場で言ってしまった以上、専決処分ではないという解釈が法律上は成り立ったんですね。これは法律の専門家の意見です。ですから追認すれば丸くおさまるということです。問題ないんです。別に責めているわけでも何でもなくて、今の状態の中では違法状態なので、追認をしてみんなで丸くおさめるという形が望ましいんじゃないですかという意見です。あれが承認された場合は別ですが、27日の。2つの意味合いがあります。

○委員長（阿久津則男君） そうすると仮に今度追認の議案を出しますよね、これを議決を得られなかった場合はどうなるの。

○委員（河原井大介君） 議決得られなかった場合は専決だって言い切るしかないんじゃないですか、行政が。違法状態だから、でもそれはないです。

○副委員長（小唄 孝君） 確かに大ちゃんが言っているのは正論だと思うんだよ。確かにあの文書にあったように9月の定例の直前に議会に提案しますと言っていてそれを出さなかったということはやはり大ちゃんが言っていることは正論だと思うんだよ。

○委員（河原井大介君） 専決処分ですらないんです。ただここで議運で何で言っているかという、あの追認議案が否決される可能性がないと思います。なぜならば使うものについて議会が議決していて、それを買ったということに対して町長が一種の判断で反省の意を出したわけですから、これ以上反対の議論にはならないです。追認をしない、議決しないで反対になるということは普通あり得ないです、通常政治的には。ただ問題なのは、法的に違法状態になっている可能性が、可能性でなっているので、それを追認で白黒つけてけじめをつけたほうがよろしいんじゃないですかという提案をしてきたんです。

○副委員長（小唄 孝君） 確かに直近の議会に報告するという事になっているのにしてねえからな。

○委員（河原井大介君） ほかの自治体の例でいうと追認をするということにしておさめちゃうんです。通常の今現段階では今法的には、議決案件が必要な700万以上の物品購入というものがもれているだけです。専決とは言っちゃったけれども、それは認められない法的な根拠がある、だから次の議会、つまり9月議会の時期に載せられなかったことによって専決処分ですらないけれども、700万の議決案件ですらまだ処理が終わってないと。

○委員（加藤木 直君） 専決をやって次の議会に報告しなかったからその専決が無効になりますよというのは書いてないと思うんだよ。

○委員（河原井大介君） そこは書いてないけれども、不承認という議会の議決案件が出た以上はそれが議決案件で追認という形のほうが望ましいわけです。

○委員（加藤木 直君） それはモラル的な部分だけだと思うんです。

○委員（河原井大介君） モラル的な部分においては、町長これ削減するんですか、給料のほう、ですよ。それはもうそこで決着ついていますから、それは決着ついています。

○副委員長（小唄 孝君） 言っているのは正論だと思うんだよ、俺も大ちゃんが言っているのは。

○委員（河原井大介君） それやらなくていいんですかというだけの話。

○副委員長（小唄 孝君） 今度の12月に出さないというのもやはりあれで、やはりやっていることが最初からあれだから、よく調べてみたらいいのではないの。今大ちゃんが言っているやつを調べてやはり議員さんに謝って、町民のために買っているやつだから。

○委員（河原井大介君） ただ謝っているの、町長もちゃんと謝っているから、責めているわけでも何でもなし。ただちゃんとけじめつけたほうが今後のためにはよろしいのではないですかと提案しているだけですから、否決するわけじゃないです、追認を。

○委員（加藤木 直君） ただ大ちゃんが今言った追認のやつは、ただ例えば1年前のもので2年前のもので、その事業自体が例えば買ってしまっても契約も何も終わって議会も認めて、決算も終わってからもいいよということではないんだよ、1年前、2年前のやつ。そういうものはこないだ聞いたときにありますかというときに、それはないと言われること言ったんだけど、もしあったときには今言ったような追認という、追認という形は取らなくてはならないと、でないと今それはもう物件でも何でも返還しなくてはならない。

○委員（河原井大介君） 一番問題なのは、町長が公文書において議会が決算委員会、予算に賛成したからそういう解釈だという文言をばらまいたと思うんですけども、あれは私も専門家に聞いたらば、確かに議会としては反省すべき点は確かにある、それは見逃したから、ただ決算を受けたところにおいても、決算を議会が地方自治法上のその物品のものを決算したということだけで法律的にクリアできる問題ではない、つまり議会が

決算しようが何しようが法律上の問題においては、結局そこで全てクリア、要はなくなっちゃ相殺されるわけではない、結局は何がポイントかという、地方自治法で決められている状況の中において議決は確かにするしない別にするんだけれども、議会には賛成しようが反対しようがあまりそこには法的な拘束力は持たないと、結局本来ならば違法状態であるかどうかだけで考えればよろしいのではないですかというふうのがあったので、お伝えをし、できれば是正されたほうが、追認案件を出されたほうが丸くきちっと整うのかなと思ったので、提案しました。

以上です。

○委員（猿田正純君） 今回の河原井さんが言っているのが定例会の招集告示が出された後に専決処分を行うことは可能かということなんですけれども、これは一般的には地方自治法第179条における専決処分の容認要件のどれにも該当しないため、専決処分を行うことができないものと解釈というふうにはっきり明記されているんです。だからこの辺をはっきりと分かっているならば今の問題もねえ、ちゃんと出てくるんだと思うんですけれども。

○委員（加藤木 直君） そのとおりです。

○委員（河原井大介君） もう一度確認しますが、今猿田委員がおっしゃったように、専決処分ですらない状況が続くのはよくないので、何とかしてくださいと言っているわけです。

○委員長（阿久津則男君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） これだけ議員が提案しているんだから、執行部はこれ真摯に受けとめて次回までにきちんと回答したらいいよ。だから河原井委員さんにしたって猿田委員さんにしたってこういうふうな解釈があるんだから、これはどうだと言われているわけだから、これ町長とも相談して改めて出すのか、それとも専決処分なので今のままと、ただ今のままとはいったって仮に不承認の場合は、町長が説明するあれがあるんだよ。不承認になったところきちんとこういうふうには訂正したとか、こういうことになったとかそういうことを議会に説明するあれはあるんだよね。だからその辺をきちっとやって回答してもらわないとということだよ。

○委員（河原井大介君） だから結局、これ最後にしますが、により出捐したかどうかはどうでもよくて、法律的に先ほど猿田委員おっしゃったように違法かどうかポイントなんで、それだけの話です。責めているわけでも何でもありません。ただ単にそれだけの話ですから。

○委員長（阿久津則男君） では、執行部で持ち帰って検討して返事ください。

それでは、議事日程に対するご意見、進行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは次に、②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○書記（高丸哲史君） それでは、一般質問についてご説明いたします。

3ページの資料②をお開きください。

今回の一般質問者につきましては、5名の議員さんから通告がございました。

通告順に説明いたします。

まず1人目といたしまして、議席番号8番、河原井大介議員より通告がございました。

5項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、4ページをお開きください。

議席番号4番、藤咲芙美子議員より通告がございました。4項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、5ページをお開きください。

議席番号3番、猿田正純議員より通告がございました。4項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、6ページをお開きください。

議席番号2番、加藤木直議員より通告がございました。3項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、7ページをお開きください。

議席番号7番、三村孝信議員より通告がございました。3項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

以上、一般質問についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局より説明がございました。

委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。

どうでしょうか。一般質問についてはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、一般質問の5名の方、通告書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは次に進みたいと思います。

次に、③の会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○書記（高丸哲史君） 8ページの資料3をご覧ください。

令和2年第4回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明申し上げます。

第4回議会定例会の開催につきましては、12月8日火曜日が初日となるところでございます。

まず、初日の8日火曜日には、提案理由の説明、議案、翌9日には、一般質問を行い、散会する日程となっております。今期の一般質問者は5名でございましたので、1日といたしました。翌10日からは、議案調査、議事整理といたしまして休会とし、12月15日火曜日には、質疑、討論、採決、報告を行いまして、閉会と予定したものでございます。

なお、参考までに9ページに令和元年度の開催実績を添付してございます。

以上、第4回議会定例会の会期日程（案）でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりました。

委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。

関議長。

○議長（関 誠一郎君） 県内の議会においても12月の定例会は一般質問を取りやめた議会も多々あります。そういう中で先ほど述べたように、だんだんこの北、水戸市、笠間という形でコロナが蔓延し始めている状況の中で、もし皆さんの議員さんの皆さんが可能であればこれを短縮することによって結局長期にすればするほどいろいろな方と接触してくるわけですよね。この接触を極力減らしてこの会期日程を短縮したらどうかなと私はちょっと考えていたものですから、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○委員長（阿久津則男君） 議長、例えば案としては何日。

○議長（関 誠一郎君） 案としては8日から11日というような形で、中1日となっちゃうと思うんですけども、最終が11日という形がどうしてもいいかなと、ちなみに大洗町は3日で終了したというような状況であります。

○委員長（阿久津則男君） ただいま関議長のほうからコロナも関係しているので、会期日程を縮小して12月8日から12月11日あたりまででどうかというようなご意見ですが、委員の皆様方のご意見を伺いしたいと思います。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 議長の提案非常にいいのではないかと思います。議案調査ということで日程をとってありますが、実際には短縮してもさほどの影響はないのではないかなと思います。

それと、その点はそれで賛成です。

あと1点です。一般質問についてこの5人で1日でやるとなると1日中に大体過密の状況になるので、そういった点、執行部やなんかは対策、感染対策というのは議場において仕切りとか何かをやるとかそういうのは考えているのか、その辺をちょっと質問します。

○委員長（阿久津則男君） 執行部どうですか。

総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 仕切りとかという話なんですけれども、アクリル板を今発注しています。ただ間に合うかどうかちょっと分からないんですけれども、一応仕切りをやる、局長とも相談しまして、仕切りをやる方向で。

○委員長（阿久津則男君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） それ発注したってその来年の議会にそのために……。

○総務課長（鯉淵和己君） そういうわけではないんですけれども。

○委員（三村孝信君） 今発注して今度の一般質問までにはとても無理でしょう。そうでもないの。その発注するんだからいつまでにやってくれというようなことも言っているんだらうけれども、それどうなんですか。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） ちょっと間に合いそうにないです。

○委員（三村孝信君） いいですか。間に合いそうにないんだったら今回はないと。そうするとあとではできることは、質問者この5人が準備してくるわけで、例えば質問と答弁の時間を両方で短くするとかそういうことも一つ考えてもいいのかなと、結局それどういふことかという、執行部の答弁がすごい長い、質問するほうも確かに答弁にあわせてまた繰り返し質問するから長くなるというのはそれはやむを得ない部分もあるんだけれども、実際まちづくり戦略課長あたりも聞いているほうだから思うけれども、非常に長くて聞いてないことまでしゃべり出すから、そういうところを少し簡潔にやってもらって、できれば質問する我々としては本当は1時間きっちりやりたいんだけれども、こういう状況ならばある程度1時間とか両方でそういう努力を我々もするから、執行部も努めて簡潔な答弁に努めるといふようなことを心がけてほしいなと思います。

○委員長（阿久津則男君） ただいま三村委員のほうから一般質問の時間の短縮ということで話が出ました。一般質問5名のうち4人が今日来ているので、やはり質問する方の意見が大事ですから、今まで1時半までできるということでしたが、どうですか、当事者として。

〔発言する者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 質問と答弁で1時間くらい、60分で。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 4日間しかないのであれば例えば人数を分けるとか、9日、10日にそれでもいいのかなと、それでプラスそこに議案調査もできるでしょうから、そういうことでいいと。

○委員長（阿久津則男君） 予定にとらないで。

○委員（河原井大介君） 予定にとらないでもう4日間でやるんだといふのであれば2日

に分けてやっちゃえば時間はそんなに少なくないですね。確かに5人になっちゃうと4時半ぐらいまでかかっちゃう可能性があります。

○委員長（阿久津則男君） どっちか2つの案で、60分以内にするのと2日に分けて3人、2人でやるという方法と。

○委員（河原井大介君） 1時間ぐらいにということですね。議長判断で15分はロスタイムがあると。

○委員（三村孝信君） 広報紙の編集をされていてすごくみんなここ広報委員が多いので感じるのは、我々が質問しているやつより執行部のほうしゃべっているのがすごい長いんだよね。あれまとめるの大変なんです。自分の質問まとめるより町長とか教育長のをまとめるのほうが大変、だからそれ短くすればそんなに時間かからない。

○委員長（阿久津則男君） ちょっと意見をまとめたいと思いますが、質問、答弁合わせて60分以内ということで、あとは最終的には議長判断に任せますが、9日1日で強引にやってしまう方法と2日間に分けて3名、2人でやるという方法どちらがよろしいでしょうか。1日で5人で1時間以内でということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 三村委員のほうから発案がありましたように1時間以内と60分以内ということで、12月9日1日5人の方をやってしまうということで決めたいと思います。よろしく願いいたします。

12月8日から12月11日の4日間ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 4日間でもよろしく願いします。

ありがとうございました。

次に、（2）令和3年議会運営についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○書記（高丸哲史君） 令和3年における議運・全協・定例会の日程（案）につきましてご説明申し上げます。

会議次第とは別になっている資料4をご覧ください。

令和3年における議運・全協・定例会の日程予定表になっております。

第1回定例会につきましては、今回2つの案を用意してございます。

まず、案1つ目ですが、3月2日火曜日に開会、さかのぼりまして2月26日金曜日に全員協議会、2月23日火曜日が天皇誕生日ですので、2月22日月曜日に議会運営委員会としてございます。

次に、もう1枚の案の2つ目のほうですが、案1から1週間遅らせて、3月9日火曜日に開会、さかのぼりまして3月5日金曜日に全員協議会、3月2日火曜日に議会運営

委員会としてございます。

どちらの案がよいかご審議いただきたいと思います。

あとの第2回から第4回の定例会につきましては、例年との同様となっております。

ご説明申し上げますと、第2回定例会でございますが、6月8日火曜日に開会し、さかのぼりまして6月4日に全員協議会、6月1日火曜日に議会運営委員会としてございます。

次に、第3回定例会でございますが、9月9日火曜日に開会し、さかのぼりまして9月3日金曜日に全員協議会、8月31日火曜日に議会運営委員会としてございます。

最後に、第4回定例会でございますが、12月7日火曜日に開会し、さかのぼりまして12月3日金曜日に全員協議会、11月30日火曜日に議会運営委員会としてございます。

また、去年までは直近の議会運営委員会では会期（案）を決定してございましたが、令和2年につきましては、1年分の各会期の最終日の日程をこの場で決定しておりました。令和3年につきましても同様に各会期ごとの一般質問の日に議会運営委員会は開かず最終回の会議時間を午後2時と決めてしまってよろしいか、ご審議をお願いいたします。

なお、会期（案）につきましては、例年同様3月と9月が11日間、6月と12月が8日間で設定しております。

以上、令和3年における議運・全協・定例会の日程の案について説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明がございました。

委員の皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

副委員長。

○副委員長（小唄 孝君） これは私からいけば案の2のほうでお願いしたいと思うんですけども、皆さんいかがでしょう。

○委員長（阿久津則男君） 案の2ね。3月の定例会が9日火曜日からということですね。

○副委員長（小唄 孝君） 俗に月日がまたがらないでやってほしいんです。

○委員長（阿久津則男君） 案1は議運が月曜日になっていることもあるんですよ。中学校とか小学校の卒業式、入学式、今年は議員は参加しなかったと思うんですが。

○副委員長（小唄 孝君） ゆったりと案2のほうでお願いしたいと思うんです。

○委員長（阿久津則男君） ただいま副委員長のほうから案2のほうでということですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） よろしいですか。

それでは、案2のほうで決定したいと思います。

あと最終日に議運を開かなくていいと、これは今までと同じですね。

先ほどコロナの関係でということで副議長のほうから案がありましたので、4日間に12日はしましたけれども、これは一応予定はこのとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 万が一コロナが強くなればそれはそのときケース・バス・ケースでということ、このとおりにしたいと思います。

それでは、（３）その他についてを議題といたします。

委員の皆様何かありましたらお願いいたします。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 執行部の方の協力がなければいけないと思っているんですが、タブレット議会なんですけれども、今進捗状況というか、どういう形で連携できているのでしょうか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、大変遅くなって申し訳なかったんですが、来週の指名委員会のほうにかけられるというところまでできて、仕様書等はでき上がってきたところ。そういうことで来週かけて12月中には業者のほうが決まるかなというふうな段取りで今のところ進めております。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） そうするとタブレットの使い方等々もこの冬場みんなで協議して勉強して、来年の3月議会には使えるようになるというイメージでよろしいですか。

○委員長（阿久津則男君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） その辺の来年の3月議会に使えるか使えないか、その辺のところはよく議会の局長ともご相談させていただきたい、進めさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（小唄 孝君） これ議案を分けて議案第76号に城里町の使用料、手数料条例の一部を改正するという形で出てますが、非常に町民の方が分かりにくくて、なんか町長が認めるやつはただだなんていう話が出ちゃっていて、そういう財務課長、要するに減免措置をして使用料を取らなくてはならないんだけど、減免処理をしている場所とそのやつ全協あたりまでに全部どこを、全部その資料を、減免してある資料を通常、末端のほうはお金は一生懸命取っているのに上のほうが減免措置しちゃったり何かして町民の方が町長に言えばただだなんていう話が公に出ているみたいなんで、ちょっとそこら辺の減免している、使用料の減免しているやつ全部それ一覧表全協までにちょっと出してください。どういうのが減免になっているか、使用料をもらわないで減免にしてやったり半額もらったり割引してあったり、そういうのが何か所あって幾らぐらい減免しているかちょっとそれ全協までお願いします。参考にしたいと思いますので。

○財務課長（船橋行子君） 担当課にまたがるものですから、全部がきちんと把握できる

かどうかはちょっと難しいですが、各担当課に調査をかけて出てきたものについて。

○副委員長（小唄 孝君） 財務課長が状況を把握ができないなんてやっていたんでは町民に迷惑でしょう。金取っているやつと取っていないやつがあって、そういうのを減免していたら減免したように財政を預かる課長としては全部出せなくてはおかしい話で、今すぐ出せといったらそんなの出せるような状態にしておかないのがおかしい話であって、そういうことを言っていることがおかしいよ。

○財務課長（船橋行子君） ホロルの湯の減免とかそういうことですよね。

○副委員長（小唄 孝君） ホロルでなくて町の使用料だよ、全部。

○財務課長（船橋行子君） 使用料であるとか……。

○副委員長（小唄 孝君） ホロルの減免はホロルが勝手に減免しているだっぺ。町で払っているというのはちょっと町で払っているんだったら払っているやつの減免のあれを、町でやっている開発公社が勝手に減免したり安売りしている、割り引きしているやつはそれは開発公社は指定管理で出してちゃっているやつだから関係ないんだけど、町の財政として入る金が入らないで減免にしているというやつの一覧表を全部出してくださいと、開発公社は開発公社が勝手に減免しているやつはそれは……。

○委員長（阿久津則男君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 何ですか、減免というのは個人の減免ですか。

○副委員長（小唄 孝君） 個人だの団体だの要するにここでいうとホーリーホックにクラブハウス貸したりとか、あとは商工会に関する使用料とかそういうのも使用料だからね。そういうのも減免してあれば全部使用料もらうべきものをもらわないで減免しているやつを一覧表を全部出してくださいということ。

○委員（河原井大介君） 本来入るお金のところがあるけれども、お金要らないよと言っているものについて資料を出せと言っているわけですね。

○副委員長（小唄 孝君） 徴収条例があるのよ、要するに歳入として入れなくてはならないあれがあるのにそれを減免にしてもらわないで減免にしているやつだの、もらわないやつだの、半額もらっているやつだのそういうのがでこへもして町民に町長が認めるやつはみんなただなんだなんてデマが飛んでいるし、やはり末端のほうでは条例が決まっています、この間要するにうちの家内らが教室やったやつでちょっとトラブル、家内とトラブルになったんだけど、あれ代表者が城里町の人が借りれば公民館は無料だというのがコロナ対策のために1人那珂市の人がいたら1時間510円もらって3時間で1,530円もらうなんて、だからそういう末端で要するに城里町の代表者がとれば無料なんだよという話でみんなやっていると思うんだけど、それが那珂市の人が1人遊びに来て名前書いたら、やはりそういう形で、そういう教室で調べたら孫根は全然金取られないよなんて話で、七会は金取られないよなんて話でそういう末端の人が気まずい思いで金を取っているのに、要するに町長が認める者はただだなんて言って出回っているのがやはり、要するにこの間

の学校給食の町外の人から無料にしちゃったり何かしているのに、なぜ私あたりの公民館の使用料を取らなければならないんだっぺという、町外から来ている子供らに給食配っているのに何で公民館1人いたためにその510円1人その人に請求するのかなと、そういうところからちょっとトラブったものですから、そういう減免措置をしているやつは全部出してください。ちょっと町民に聞かれても説明ができないもので、何で減免になったり金取ったり何かしているんだかちょっとごたごたになったけれども、そこら辺理解してもらって。

○委員長（阿久津則男君） よろしいでしょうか。

もしあれなら減免しているやつは理由も必要だね。

○副委員長（小坏 孝君） 理由も必要だね。

○委員（河原井大介君） 根拠がないとだめですね。

○委員長（阿久津則男君） 説明つかなくなっちゃうよね。

よろしく願いいたします。

○委員（三村孝信君） ちょっとずれた質問でもいいの。ずれたというか、ちょっと執行部いるので、子供議会というのは今年やるの。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） やりません。一応やらなくなったので。

○委員（三村孝信君） 適切だよね。

○委員長（阿久津則男君） 関議長。

○議長（関 誠一郎君） まち戦の課長に聞きたいんですけども、タブレットなんですけれども、局長とよくこういう性能のやつだとよく打ち合わせして、発注しました、きたらこれです、これでは何だという話にならないように局長とよく相談してやってください。下のサーモカメラなんていうのは全くひどいものであって、何でああいうの買ってきたのか分からないけれども、何でコミセンはあんな立派なの買ってきているのに、何でああいうのにしっちゃったんだか結局買っちゃってからは遅いから、局長と協議してそれならオーケーだということで進めてください。

○副委員長（小坏 孝君） ちょっとこれ公の施設で指定管理で開発公社がとったみたいなんだけれども、今まで応募したときに一応議員さんに書類が全部出ているのよ、今までは公募したときに。それちょっと勉強までに指定管理のどういう応募するときに出している資料を出してください、開発公社で。そうしないとこれでは検討というかあれができないので、今まで全部出ているので。

○委員長（阿久津則男君） 財務課長。

○財務課長（船橋行子君） 先ほど河原井委員さんのほうからご質問がありまして、それでその業者の資料と計画書を今度提出していただくようにということだったんですけども、その開発公社と……。

○副委員長（小坏 孝君） 違う、今まで開発公社からこういうことで指定管理お願いしますと資料が出たやつは、今まで理事らの入れ替えのときに間違っただような資料を添付して出しているのよ。何で今回は出してないのかそれ不思議でしょうがないからそれきちんと出してくださいと。

○財務課長（船橋行子君） その中に冊子の中に計画書入っています。

○委員（河原井大介君） 再度まとめると全ての関連資料、公で隠すのも何もありませんので、公にやる指定管理の議会に挙がってきている内容の関連資料を一覧で全部出してくださと言っているんです。それです。

○財務課長（船橋行子君） では一緒と。

○委員（河原井大介君） 同じなんでしょうね。

○副委員長（小坏 孝君） 出してくださいと、指定管理者で決まったところのやつをきちんと。

○委員（河原井大介君） 全部出してくれればそれでいいと。

○副委員長（小坏 孝君） それなら選考委員から聞くと点数つけたとかその全体の点数と本当の通知表をちょっと添付をそれも出してくださ。何点ぐらいか。点数ついているんだか。

○財務課長（船橋行子君） ちょっと公表できるかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○副委員長（小坏 孝君） 公表できないようなやつを選考委員会でやらないですね。

○財務課長（船橋行子君） トータルだけ。

○委員（河原井大介君） 1社しかないみたいだから。

○副委員長（小坏 孝君） 1社だって何だって全体の点数と個別の点数と比較して何点上がっているかちょっと確認したいから、それが出せないんだったら検討委員会とかそういう点数つけなんてやらないほうがいいんでない。

○委員（河原井大介君） 1社しかないですかね。

○副委員長（小坏 孝君） 何で点数がプライバシーか。

○委員長（阿久津則男君） 事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） すみません、確認です。議運で閉じないうちに聞いておきます。確認します。

日程を11日までに短縮しちゃったわけですが、追加議案を出すような形があったと思うんですが、影響ないでしょうか。

○委員長（阿久津則男君） 財務課長。

○財務課長（船橋行子君） 2件ほどございまして、工事請負の契約の締結、それから物品購入契約の締結でございまして、1件は12月4日入札予定になっております。ですから11日ぎりぎり前にやるかと、資料は当日でよろしいですよ。

- 議会事務局長（阿久津雅志君） 契約の締結でしょうから……。
- 財務課長（船橋行子君） 資料は当日。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 当日というか、間に合うよね。4日に結論出ちゃうんですね。
- 財務課長（船橋行子君） はい。
- 委員（河原井大介君） 全協に間に合いますね。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 4日全協の日に分かるんだから、1週間あれば大丈夫だよ。
- 財務課長（船橋行子君） それから、もう一つのほうが県の共同調達になっておりまして、県の通知を待ってそれから仮契約を行うということなんです、教育委員会のほうで。ちょっと今日現在では県の通知が来ているかどうかは確認できていないんですが、場合によっては今週中に来るのかなとは思われます。
- 議会事務局長（阿久津雅志君） 影響ないということで、もう1点すみません。議案書を今から配付して回るんですが、結局差し替えになっちゃうので全部そっくりそうするとことここはこういうわけで議案番号が変わりますという文書をつけて回す形でよろしいですか。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

- 議会事務局長（阿久津雅志君） それで歩っちゃいますので、以上です。
- 委員長（阿久津則男君） それでは、ないようでありますので……。
- 総務課長。
- 総務課長（鯉淵和己君） 先議をお願いしたいんですけれども、議案番号が変わってしまうと思うんですけれども、今回のやつでいうと87号から101号まで人事案件になっていますので、先議をお願いいたします。
- 委員（河原井大介君） これ選任する理由というのは何かあるんですか。任期が切れちゃってですとか。最終日でもいいんですか。
- 総務課長（鯉淵和己君） 最終日でもあれなんですけれども、今までの慣例でいうと人事案件は先議なので、先議をお願いしたいということです。
- 委員（河原井大介君） 上程した段階で採決とそれで決められちゃうんですね。
- 委員長（阿久津則男君） よろしいですか。人事案件は先議とそういう意味で。

閉 会

- 委員長（阿久津則男君） それでは、以上をもちまして当委員会に付議されました全議案について審議を終了いたしました。

ここで小塚副委員長より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○副委員長（小坏 孝君） 第4回議会運営委員会ご苦労さまでございました。やはりコロナウイルスなど城里町に持ち込まないように皆さんで努力していただいて、城里町発展のために皆さんで頑張っていきたいと思います。

本日はご苦労さまでございました。

午後 3時05分閉会